

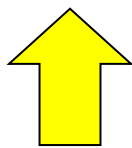
# 東郷町子ども条例（案）の概要

<b>前 文</b>
<p>○このまちで子どもたちが健やかに成長し、まちの未来をつくっていくことは、わたしたちの願いです。</p> <p>○子どもは、まだ一人では生きていけず、親や友達、先生、地域の人たちの支えがあってこそ幸せに暮らし、成長することができます。</p> <p>○子どもは、地域社会全体で支えられながら、心身ともに健やかに育てられなければなりません。</p> <p>○子どもの権利は、育ち、学び、生活していく上で大切な権利として保障されなければなりません。</p> <p>○こうした考えのもと、子どもが健やかに成長することのできるまちを実現するために、ここに東郷町子ども条例を定めます。</p>

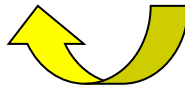
<b>第1章 総則</b>
<p><b>【目 的】</b> 子どもが健やかに成長することのできるまちを実現すること。</p> <p><b>【定 義】</b> 地域住民/子ども/大人/学び・育つ施設の関係者/事業者</p> <p><b>【基本理念】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの幸せや子どもにとって何が一番大切かを考えること。</li> <li>○子ども自身の気持ちや考え、行動する力を大切にすること。</li> <li>○子どもの年齢や発達段階に配慮すること。</li> <li>○子どもと大人の相互理解を基本に、地域社会全体で取り組むこと。</li> </ul>

<b>第2章 子どもの大切な権利と責務</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○健やかに成長し、安心して生きる権利</li> <li>○自分らしく育ち、学ぶ権利</li> <li>○自分の考えを表現する権利</li> <li>○参加する権利</li> <li>●子どもの責務</li> </ul>

<b>第3章 子どもの権利を保障する大人の責務</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大人の共通の責務</li> <li>○保護者の責務</li> <li>○育ち・学ぶ施設の関係者の責務</li> <li>●事業者の責務</li> <li>○町の責務</li> </ul>

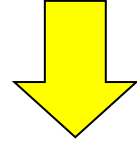


【子どもの権利の保障】  
【権利の侵害からの救済】



【責務の遂行】

【町の実施】



<b>第4章 子どもが健やかに成長することのできるまちづくり</b>	
○権利の侵害からの救済	(権利侵害の救済の申出/権利の回復のための必要な措置)
○虐待に対する取組	(虐待に対する予防及び早期発見/虐待案件の通報義務)
○子育て家庭への支援	(子育て家庭への支援/仕事と子育ての両立支援など)
○子どもの安全・安心を守る取組	(有害な環境や犯罪から守られる取組/公共施設の整備)
○子どものための場所の確保	(安全で安心できる居場所づくり/豊かな体験の場の確保)
○意見表明の促進	(子ども施策の計画や実施に対する意見表明の機会を充実)
●子どもの権利を考える月間	(11月を「子どもの権利を考える月間」に指定)
●検証及び見直し	(子どもの権利施策の実施状況の検証・見直し)

<b>第5章 雑則</b>	委任
---------------	----